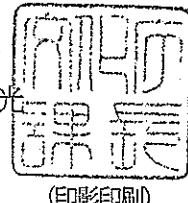


27 文宗務第 52 号
平成 28 年 2 月 10 日

各都道府県宗教法人事務担当課長 殿

文化庁文化部宗務課長
大 金 伸 光



行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行とこれに伴う宗教法人法の一部改正について（通知）

平成 26 年 6 月 13 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「新行審法」という。）が公布され、また、同日公布された行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）によって、宗教法人法の一部が改正され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されます。

については、改正法の施行について、別添のとおり、各文部科学大臣所轄宗教法人代表役員宛て通知しましたので、貴都道府県におかれても所轄宗教法人に対して御周知願います。



（本件担当）

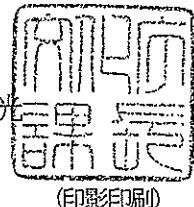
文化庁文化部宗務課宗教法人室法規係
所在地：〒100-8959

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 2 号
電話：03 (5253) 4111 (内線 3038)
FAX：03 (6734) 3819

27 文宗務第 52 号
平成 28 年 2 月 10 日

各文部科学大臣所轄宗教法人代表役員 殿

文化庁文化部宗務課長
大金伸光



(印影印刷)

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行とこれに伴う宗教法人法の一部改正について（通知）

平成 26 年 6 月 13 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「新行審法」という。）が公布され、また、同日公布された行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）によって、別紙 1 のとおり、宗教法人法の一部が改正され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されますので通知します。

今回の改正は、新行審法の施行に伴う技術的及び形式的なものであり（改正の概要は、別紙 2 を参照）、宗教法人事務について、従来の取扱いと大きく異なる点はありません。

なお、包括宗教法人にあっては、その内容について、包括する宗教法人に対し、御周知願います。

（本件担当）

文化庁文化部宗務課宗教法人室法規係
所在地：〒100-8959

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 2 号
電話：03（5253）4111（内線 3038）
FAX：03（6734）3819

宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）

	改 正 後	現 行
(認証の取消し)		
第八十条 (略) 256 (略) 〔削除〕	(認証の取消し) 第八十条 (略) 256 (略)	7 第一項の規定による認証の取消しについては、行政手続法第二十七条第二項の規定は、適用しない。
(審査請求の手続における諮問等)		
第八十条の二 第十四条第一項、第二十八条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十六条第一項の規定による認証に関する決定、第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令又は前条第一項の規定による認証の取消しについての審査請求に対する裁決は、当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ宗教法人審議会に諮問した後にしなければならない。	第八十条の二 第十四条第一項、第二十八条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十六条第一項の規定による認証に関する決定、第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令又は前条第一項の規定による認証の取消しについての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、当該審査請求又は異議申立てを却下する場合を除き、あらかじめ宗教法人審議会に諮問した後にしなければならない。	2 前項の審査請求に対する裁決は、当該審査請求があつた日から四月以内にしなければならない。
(不服申立ての手続における諮問等)		
第八十条の二 第十四条第一項、第二十八条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十六条第一項の規定による認証に関する決定、第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令又は前条第一項の規定による認証の取消しについての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、当該審査請求又は異議申立てを却下する場合を除き、あらかじめ宗教法人審議会に諮問した後にしなければならない。	第八十条の二 第十四条第一項、第二十八条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十六条第一項の規定による認証に関する決定、第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令又は前条第一項の規定による認証の取消しについての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、当該審査請求又は異議申立てを却下する場合を除き、あらかじめ宗教法人審議会に諮問した後にしなければならない。	2 前項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、当該審査請求又は異議申立てがあつた日から四月以内にしなければならない。
(審査請求と訴訟との関係)		
第八十七条 第八十一条の二第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提		
(不服申立てと訴訟との関係)		
第八十七条 第八十一条の二第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定		

起することができない。

を経た後でなければ、提起することができない。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正

後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

改正の概要

1 行政手続法第27条第2項の引用規定の削除（宗教法人法第80条第7項関係）

新行審法の施行に伴い、行政手続法（平成5年法律第88号）第27条第2項が削除されるため、当該条項を引用する宗教法人法第80条第7項について削除するものである。

2 不服申立ての一元化に伴う用語の整備（宗教法人法第80条の2及び第87条関係）

新行審法の施行に伴い、現行の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立ては、原則として審査請求に一元化されることから、異議申立て又は審査請求を総称して引用している「不服申立て」を「審査請求」に改める等の所要の措置を講じるものである。

（参考）不服申立前置の存置

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）では、不服申立てに対する裁決等を経た後でなければ訴訟を提起することができないこととする、いわゆる「不服申立前置」について、なお存置する必要があるものを除いて、廃止することとされている。

宗教法人法第87条は、いわゆる「不服申立前置」を規定しているが、本条項については、存置されることとなった。したがって、宗教法人法第80条の2第1項に規定する処分の取消しの訴えは、従来どおり、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。